

# ふるさと納税返礼品に係る地場産品基準の不適合事案について

## 1 概要

昨年6月に、ふるさと納税の指定基準が改正（本年10月から適用）となり、地場産品基準が明確化されるため、改正基準について、返礼品事業者への周知を図る一環として、昨年、制度説明等を行ったが、その際、返礼品事業者の一部の返礼品が、地場産品類型3号に適合していないことが判明しました。

このことから、対象となる返礼品の掲載を即日停止し、総務省へ報告しています。

## 2 地場産品類型3号及び改正基準の内容

地場産品類型3号は、区域内において、返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより、相応の付加価値が生じているものとされており、市内で「過半の付加価値が生じていること」が要件とされています。

改正基準適用後は、その算出方法は、価格に基づく算出が原則とされ、返礼品の製造等を行う事業者が、価値の過半を市内で生じたことを証明し、市がその証明事項を一覧で公表することとなります。

## 3 対象となる返礼品

プロフィットささみプロテインバー

## 4 経過及び対応状況

経過及び対応状況については、以下のとおりです。

日付	対応内容
H28.11月	本件返礼品を小美玉市返礼品として登録
R7.10.8	・本件返礼品は、市内で製造はしておらず、「梱包・出荷」のみであり、地場産品基準に適合しないことが判明した。 ・即日、本件返礼品の掲載を停止した。（受付済みの寄附に対する返礼品の発送はR7.12.26に完了） ・市長および副市長へ報告をした。
R7.10.15	本件返礼品に類似する事案の有無を確認するため、調査を開始
R7.12.25	本事案を県へ報告
R8.1.8	類似事案の調査を終了 ・類似する事案が無いことを確認し、R8.1.26に調査結果を県へ報告
R8.1.13～	本事案について、総務省の疑義照会を受け、茨城県を經由し、総務省へ報告
R8.3.18	本事案を市議会へ報告

## 5 指定対象期間における本件返礼品の寄附件数及び寄附受入額

指定対象期間	寄附件数	寄附受入額
令和元年	1,462	20,468,000円
令和2年	2,259	31,626,000円
令和3年	2,740	38,360,000円
令和4年	6,063	86,062,000円
令和5年	3,793	56,460,000円
令和6年	7,334	114,203,000円
令和7年	18	313,500円

## 6 本事案に至った原因

- (1) 令和4年度以前まで、返礼品事業者が提出する書類に「地場産品基準の適合理由」を記載する項目を設けておらず、制度改正への対応が不十分であった。
- (2) 返礼品事業者から提出された記載事項の審査不備など、本件返礼品が基準に該当するものと誤認した。
- (3) 国の制度改正や寄附件数の増加により、業務が集中する中で、組織体制が不十分であり、慣例的な事務処理となっていた。

## 7 市の認識・再発防止

市民、返礼品事業者、寄附者への信頼を損なう結果となったことを厳粛かつ真摯に受け止めています。

本市としては、国の制度に即した制度整備や、組織体制・審査体制を強化し、以下のとおり再発防止を徹底します。

- (1) 返礼品申請書類等の適正化・明確化
- (2) 返礼品事業者への聴き取りや現地調査の実施
- (3) 複数職員によるダブルチェックの徹底や定期的なミーティングの実施など、組織及び審査体制の強化
- (4) 返礼品事業者への制度周知の徹底及び理解の促進